

令和 8 年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像に関する分析

機構における令和 7 年度の契約状況は、表 1 のとおり、契約件数は 3,809 件、契約金額は 1,504 億円である。このうち、競争性のある契約は、3,370 件(88.5%)、904 億円(60.1%)、競争性のない随意契約は、439 件(11.5%)、600 億円(39.9%)となっている。

競争入札等、企画競争・公募、競争性のない随意契約のいずれについても、前年度比で件数、金額において下記に示す各理由による変動はあるものの、総契約件数、総契約金額に占めるそれぞれの割合は直近数年の実績と比較して大きな変化はなく、特段の傾向変化はないと分析できる(表 1)。

① 競争入札等について

令和 6 年度と比べ件数、金額ともに減少した(3,617 件→2,901 件、577 億円→538 億円)が、令和 7 年度に少額随意契約の基準額が引き上げられたことに伴う影響であると考えられる。

今後も、引き続き、競争入札を原則とする一方で、機構の研究開発業務や事業所の地域性等により、随意契約が適当な案件が一定数あることを踏まえ、随意契約によるメリットを生かした業務品質の向上やコストダウンにも注力することとする。

② 企画競争・公募について

令和 6 年度と比べ件数、金額ともに減少した(543 件→469 件、507 億円→366 億円)。主な理由は、大型プロジェクトにおける施設整備契約が令和 6 年度より減少した影響であると考えられる。

③ 競争性のない随意契約について

令和 6 年度と比べ件数が減少し、金額が増加した(527 件→439 件、470 億円→600 億円)。件数の減少は上記①と同様に令和 7 年度に少額随意契約の基準額が引き上げられたことに伴う影響であると考えられる。金額の増額の理由は、大型プロジェクトによる契約の影響であると考えられる。

今後もプロジェクトの進捗が活発化することを踏まえ、引き続き各プロジェクトにおいて最適な調達方法を実施していくこととする。

表 1 令和 7 年度における機構の調達全体像

(単位: 件、億円)

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(77.2%) 3,617	(37.1%) 577	(76.2%) 2,901	(35.7%) 538	(△19.8%) △716	(△6.8%) △39
企画競争・公募	(11.6%) 543	(32.6%) 507	(12.3%) 469	(24.4%) 366	(△13.6%) △74	(△27.7%) △140
競争性のある契約 (小計)	(88.8%) 4,160	(69.7%) 1,083	(88.5%) 3,370	(60.1%) 904	(△19.0%) △790	(△16.6%) △179
競争性のない随意契約	(11.2%) 527	(30.3%) 470	(11.5%) 439	(39.9%) 600	(△16.7%) △88	(27.7%) 130
合計	(100%) 4,687	(100%) 1,553	(100%) 3,809	(100%) 1,504	(△18.7%) △878	(△3.2%) △49

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の( )書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

(注 3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、随意契約に切り替えたものを含む。

## (2) 応札・応募状況に関する分析

機構における令和 7 年度の競争性のある契約は、上述したとおり、契約件数 3,370 件、契約金額 904 億円である。表 2 のとおり、このうち二者以上の応札・応募があった契約は、600 件(17.8%)、73 億円(8.1%)、一者以下の応札・応募があった契約は 2,770 件(82.2%)、831 億円(91.9%)となっている。

一者以下の応札・応募件数の割合は、前年度から微増(令和 6 年度 82.0%→令和 7 年度 82.2%)しており、減少傾向とはなっていない。

応札しなかった企業へのアンケート調査(101 件の意見)において、原子力施設の特殊性を理由とした回答の割合は、前年度に比べ微増傾向(3.5%→5.0%)にある一方、公告開始日から納期までの期間が短く対応が困難であることを理由とした回答は前年度から減少傾向(16.0%→6.9%)にある。また、必要な人員体制、機材及び資材の確保が困難であることを理由とした回答も前年度から微減(34.7%→33.7%)しているものの、依然として全体の約 30%を占めており、社会全体での労働力の不足が影響していると考えられる。

表 2 令和 7 年度における機構の二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和 6 年度	令和 7 年度	比較増△減
二者以上	件数	(18.0%) 749	(17.8%) 600	(△19.9%) △149
	金額	(9.3%) 101	(8.1%) 73	(△27.1%) △27
一者以下	件数	(82.0%) 3,411	(82.2%) 2,770	(△19.8%) △641
	金額	(90.7%) 983	(91.9%) 831	(△15.5%) △152
合 計	件数	(100%) 4,160	(100%) 3,370	(△19.0%) △790
	金額	(100%) 1,083	(100%) 904	(△16.6%) △179

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争又は公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

1. の分析及び機構における研究開発業務の特殊性を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容は、以下のとおりとする。

### (1) 適正な調達手段の推進

原子力分野の研究開発業務は、その特殊性と高度な履行能力の要求により、対応できる企業が限られる場合が多い。「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を目的として、確認公募や随意契約基準要件(特命クライテリア)による契約方式を契約審査委員会による厳正な審査の上で柔軟かつ積極的に取り入れ、公平性・透明性を確保した上で合理的な方式による契約手続を行う。また、契約の初期段階から契約担当者が仕様や予算の検討プロセスに参画する仕様検討・協議方式による調達を推進し、適正な価格で高品質な契約を行う。

二者応札・応募については、新規参入を増やすため、以下の取組を引き続き工夫して実施する。また、落札率が 99.5% 以上の高落札率となっている案件については、高落札率が及ぼすリスクの大小の検討結果を活用した上で、高リスクな高落札率案件の改善に努めるとともに、契約監視委員会において事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。

なお、本計画の実施に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく価格転嫁・取引適正化や公共施設の整備・管理・運営における PFI 事業等の諸施策との整合性に留意するものとする。

#### (主な取組事例)

- ・年間発注計画の作成及びホームページ掲載
- ・応札しなかった企業へアンケートの実施
- ・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検
- ・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合を除く。)
- ・電子契約の推進による事務負担軽減とコストカットの実施
- ・契約担当者のスキルアップ
- ・物価高騰を考慮した適正な市場価格への配慮
- ・燃料や電気等の社会情勢の影響を受ける物資の契約方式の見直し

- ・応札者実績リストの検索項目の拡充
- ・支払条件の柔軟化 等

**【評価指標：研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続の現況、応札者拡大のための各種取組の着実な実施】**

## (2) 合理的調達に関する取組

環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、以下の取組を実施する。

### ① 環境負荷の少ない物品等の調達

環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。

### ② 適切な発注単位の調達

一括調達によるスケールメリットと、専門性、特殊性に鑑みた分割調達による競争性の向上の両方の観点から、調達方法の適否を慎重に検討し、常に最適かつ合理的な発注単位での調達を目指す。

**【評価指標：一括調達及び最適な発注単位での調達を実施】**

### ③DX化推進

請求部門の利便性向上に資するものとして、財務契約系に係る電子決裁システムの運用を開始する。また、AI技術の進歩に合わせて最新のAI技術を積極的に導入し、調達業務の効率化につなげる。

現行のシステムについては、引き続きシステム環境や動作を見直すことで、請求部門の利便性向上及び研究開発業務に専念できる環境づくりに寄与するよう努める。加えて、請求書の電子化の検討を進めることで、契約手続の一気通貫した電子化を目指す。

**【評価指標：DX化推進の検討結果】**

## (3) 機構契約の調達機能向上

### ①機構の経済活動の一元化

予算規模に合った真に必要な契約の精査を行うとともに、予算・財産管理等に関する機能を契約手続に反映させることにより、契約機能の強化を図る。また、経営判断に資する情報を適切なタイミングで明瞭に提供できるよう、情報の「見える化」を行い、活用方法を意識する。

**【評価指標：役割を最大限発揮する体制強化】**

### ②財務・契約に係る知識啓発活動

契約の品質を向上させるためには、請求部門においても財務・契約に係る知識を有することが重要である。契約部門と請求部門が一体となって時世に沿った適切な調達を進めることを目的として新たに定めた「JAEA調達行動ポリシー」に基づき、機構全体としての調達機能向上を図る。

**【評価指標：契約に係る知識の浸透】**

#### (4) 職員等のスキルアップ

##### ① 契約部門職員の研修及び契約に係る専門性の向上(プロフェッショナル育成)

契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る契約初任者研修及び契約実務者研修を実施するとともに、外部講習会や現場見学への積極的な参加を促す。参加後は、契約における注意点や重要視すべき内容、取引先との的確な交渉、契約に係るリスク管理等に関する知識を部内全体で共有し、参加者自身の知識の定着及び部全体のパフォーマンスの向上を図る。

また、契約部門職員の専門性を向上させるために、職員を中長期的に配置し、適性を考慮した担当業務の割り振りを実施する。

**【評価指標：契約初任者研修・契約実務者研修の実施回数及び外部講習への参加 1 回以上／年】**

##### ② e ラーニング等を用いた教育

全職員を対象とした官製談合防止に関する e ラーニングを実施するとともに、契約業務に対する認知度を測るためのアンケート等を実施する。また、契約業務等の教材を機構内イントラのトップに掲載し、ボトムアップ形式の教育に資する。

#### (5) 契約手続の適正性・コスト削減のための機能強化

予算部門、研究開発拠点、契約部門が一体となり、予算編成との整合性確認及びヒアリングによる契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化の確認を実施する仕組みの下、個々の契約案件について問題意識の共有を図る。

**【評価指標：契約ヒアリングの実施によるコスト削減効果、各拠点との意見交換の実施】**

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底

#### (1) 契約審査に関する内部統制の徹底

随意契約を締結することとなる案件について、機構内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続での契約の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。

**【評価指標：契約審査委員会による少額随意契約基準額超の随意契約全件の点検、契約審査役による一般競争契約の点検】**

#### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に係る不祥事発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。

- ・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。
- ・懸案事項の発生、規程等の改正の際は、綿密な連携強化及び共通認識を図るため、関係部署への丁寧な説明とフォローを実施し、情報共有を徹底する。
- ・契約に係る適正な事務手続や関係書類の管理に着眼し、契約審査を実施する。
- ・全職員に対して研究不正防止及び官製談合の未然防止並びに検収不正防止の観点から e ラーニングやボトムアップ形式の教育・啓もう活動を実施する。
- ・実際に発生した不正行為を分析し、問題の本質を深く検証するとともに、再発防止活動に活用する。

- ・外部機関と連携して、より専門性の高い知識を習得するとともに、発生事案の検証を実施し、全職員の意識・モラルの向上を図る。
- ・関係法令・制度への理解を深めるために、人事異動時の教育徹底等、頻度を増やした効果的な取組を実施する。また、AI やロボティックプロセスオートメーション(RPA)による業務のDX化を推進することで、人為的なミスを削減できるシステムの整備を進める。

### (3) 利害関係者等との接触に関する取組

利害関係者等と職務において接触する場合の留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページにて公表する。

非公開の業務情報の漏えいや外部からの疑義等のリスクを回避するため、部外者の執務エリアへの立入禁止の徹底等入室管理の徹底を図る。

また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を確保するため、役職員のほか、離職役職員や外部からの報告・通報を受け付ける機構外通報窓口制度を継続する。

利益相反の疑義が生じるような事柄への感度を高く持ち、利益相反マネジメントを適切に行う。

これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているかなどについて、引き続き監視・検討する。

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施の上、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務契約担当理事を総括責任者とし、財務契約部として調達等合理化に取り組む。また、その内容については、役職員での共有を図る。

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、複数応札における高落札率案件、2回連続の一者応札・応募案件、競争性のない随意契約及び低入札価格調査を行った契約の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、機構のホームページにて公表する。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を経て、調達等合理化計画の改定を行う。